



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年2月4日（火） 第9771号

目次

ページ

| 告 示                            |  | ページ |
|--------------------------------|--|-----|
| ○保安林の指定施業要件の変更（森林保全課）          |  | 2   |
| ○同                             |  | 3   |
| ○同                             |  | 3   |
| ○同                             |  | 4   |
| ○同                             |  | 4   |
| ○同                             |  | 5   |
| ○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計課） |  | 6   |
| ○同                             |  | 6   |
| ○同                             |  | 6   |

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 落石の危険の防止
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
渋川市（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
高崎市（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高崎市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 沼田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡昭和村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び昭和村役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 前橋市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

---

#### ◎群馬県告示第26号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成31年3月17日から適用する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

「榛東村役場 北群馬郡榛東村新井790-1（会計課）  
杉田茂吉 北群馬郡榛東村大字広馬場甲1755-1（リカー&フードすぎた）」を「榛東村役場 北群馬郡榛東村新井790-1（会計課）」に改める。

---

#### ◎群馬県告示第27号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年2月10日から施行する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

「株式会社斉藤商事 邑楽郡邑楽町大字篠塚1620-1（セブンイレブン邑楽篠塚店）」を「株式会社斉藤商事 邑楽郡邑楽町大字篠塚1620-1（セブンイレブン邑楽篠塚店）  
橋本典丈 邑楽郡邑楽町大字狸塚222-1（セブンイレブン邑楽狸塚南店）」に改める。

---

#### ◎群馬県告示第28号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年1月12日から適用する。

令和2年2月4日

群馬県知事 山本 一 太

「はぐくみ農業協同組合 高崎市上里見町360-1（榛名支店）  
はぐくみ農業協同組合 高崎市高浜町924（久留馬支店）」を「はぐくみ農業協同組合 高崎市上里見町360-1（榛名支店）」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---